

松江市告示第 77 号

松江市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱（令和 3 年松江市告示第 616 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 24 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これに加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(支給対象者)</p> <p>第 2 条 子育て特別給付金<u>(次条に規定する「支援給付金」を除く。)</u>の支給対象者は、次の各号に掲げる支給対象児童の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p><u>(支援給付金の支給対象者)</u></p> <p><u>第 2 条の 2 支援給付金は、次の各号のいずれかに掲げる者に支給する。</u></p> <p><u>(1) 令和 3 年 9 月分の児童手当の受給者でなかったが、令和 4 年 3 月分の児童手当の受給者になった者</u></p> <p><u>(2) 基準日において支給対象者ではなかったが、令和 4 年 2 月 28 日時点において高校生等を養育している者であって児童手当の法本則給付の受給者相当である者及びそれに準ずる者</u></p> <p>(子育て特別給付金の支給額等)</p>	<p>(支給対象者)</p> <p>第 2 条 子育て特別給付金_____の支給対象者は、次の各号に掲げる支給対象児童の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(子育て特別給付金の支給額等)</p>

第3条 略

2 前項の規定にかかわらず、支援給付金の支給額は、支給対象児童1人につき100千円から当該支給対象児童に係る第2条第1項の支給対象者から受け取った当該子育て特別給付金に相当する額の金銭等を控除した額とする。

(支援給付金の申請方式)

第6条の2 支援給付金の支給を受けようとする者は、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)申請書(請求書)を必要に応じて支給対象児童等との関係が確認できる書類等を添付して市の窓口に郵送又は提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行うものとする。

3 第1項の規定による申請は、令和4年4月28日までに行わなければならない。

(代理による申請)

第7条 前2条の規定にかかわらず、次に掲げる者(以下「代理人」という。)は、申請者に代わり、前2条の申請を行うことができる。

(1)～(3) 略

2・3 略

(その他支給対象者等に対する支給の決定)

第8条 市長は、第6条第1項又は第6条の2第1項の申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該

第3条 略

(代理による申請)

第7条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者(以下「代理人」という。)は、申請者に代わり、前条の申請を行うことができる。

(1)～(3) 略

2・3 略

(その他支給対象者__に対する支給の決定)

第8条 市長は、第6条第1項_____の申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該

その他支給対象者に対し、次の各号に掲げる方式のいずれかにより子育て特別給付金(支援給付金を含む。以下同じ。)を支給する。

(1)・(2) 略

その他支給対象者に対し、次の各号に掲げる方式のいずれかにより子育て特別給付金_____を支給する。

(1)・(2) 略

附 則

この告示は、令和4年3月24日から施行し、令和4年3月1日から適用する。